

# 運輸安全委員会が行う

## 事故調査の流れ

### 運輸安全委員会

運輸安全委員会では、航空、鉄道、船舶各モードの事故と重大インシデント（事故が発生する恐れがあると認められる事態）の調査を行っています。

調査対象となる事故等（事故および重大インシデント）は、航空、鉄道、船舶ごとに法令で決まっております。概要は表のとおりです。

#### 1 事故等の発生・通報

事故等が発生すると、国土交通大臣などより通報があります。航空関係は航空局、鉄道関係は鉄道局、船舶関係は海上保安庁や国土交通省内の関係部局などから、随時情報が入る体制となっており、調査官がいつでも調査が行えるよう、調査官、事務官が協力した体制を形成しています。

#### 2 調査官の指名（事故等調査の開始）

事故等発生後、速やかに調査を開始することになります。直ちに担当の調

査官を決定し、調査官を事故現場などに派遣します。事故の重大性や緊急性によっては、夜中や早朝に調査へ赴くこともあります。

航空、鉄道事故等調査については、調査官を東京の事務局より派遣します。船舶事故は、重大な事故については航空、鉄道と同じように東京から調査官を派遣しますが、それ以外の事故は、管轄の各地方事務所から地方事故調査官を派遣します。

なお、航空と船舶の事故等調査については、国際機関や事故等に関係する国への通報を行うこととなっており、外国の事故調査機関と協力して調査を行うこともあります。

#### 3 事実調査など

調査開始後、調査官は事故等の現場、航空機の使用者、鉄道事業者、軌道経営者または船舶の使用者の事務所その他必要と認める場所に立ち入って、航

空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件を検査し、航空、鉄道、船舶の各事故等関係者に質問などを行います。

初動の事故調査の期間は、事故の内容によってさまざまです。短期間で終わることもあれば、重大な事故調査の際には多くの日数をかけて調査を行うこともあります。

#### 4 試験研究・事故原因の解析

初動調査後は委員会へ報告し、今後の調査内容について方向性を検討します。

調査官は調査で得た事故等に関する物件の検査、試験関係者からの報告、さまざまな調査・研究を行い、事故原因などを究明していきます。ときには、外部の専門機関へ検査を委託し、専門性の高い科学的分析を行うことや、当時の気象条件などを再現してシミュレーション実験を行ったりすることもあります。

また、委員は報告書の進捗状況について逐次確認し、委員が有する知見をもって、さまざまな助言を行い、調査官は報告書作成に向けての全体像を構成していきます。

こうして行われた調査結果や委員の助言などに基づき、調査官は報告書の

種別／各モード	航空	鉄道	船舶
事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機の墜落、衝突または火災</li> <li>航空機による人の死傷または物件の損壊</li> <li>他の航空機との接触 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>列車の衝突、脱線、火災</li> <li>踏切障害（乗客、乗務員などに死亡者を生じたもの、5人以上の死傷者を生じたもの） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶の運用に関連した船舶または船舶以外の施設の損傷</li> <li>船舶の構造または運用に関連した人の死傷（例として、漁船、貨物船、旅客船などの衝突、火災、沈没） など</li> </ul>
重大インシデント	<ul style="list-style-type: none"> <li>滑走路からの逸脱をして、自走できなくなった場合</li> <li>異常接近（ニアミス） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前方に列車が停車しているにもかかわらず、進行信号が出てしまい、そこに別の列車が進入し、衝突する恐れがあった場合 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貨物の積み付け不良のため船体が傾斜し、船舶が運航不能となった場合 など</li> </ul>

表 運輸安全委員会が調査を行う航空、鉄道、船舶事故等の概要

## 事故調査の流れ

### Step1 事故等の発生・通報等



### Step2 調査官の指名



### Step3 事実調査



### Step4 試験研究・事故原因の解析



### Step5 委員会(※部会)審議

※ 部会には、総合部会や航空、鉄道、海事部会または海事専門部会があります。



### Step6 報告書作成、公表



詳細は運輸安全委員会HPをご参照ください  
<http://www.mlit.go.jp/jtsb/nagare.html>

事故や重大インシデントの原因は非常に複雑かつ多様ですが、これらの原因究明と再発防止に向けて、速やかな報告書の公表を目指しています。

がある場合には、ICAOや国際海事機関(IMO)へ報告書の提出や報告などを行うこととしています。

事故や重大インシデントの原因は非常に複雑かつ多様ですが、これらの原因究明と再発防止に向けて、速やかな報告書の公表を目指しています。

## 5 委員会(部会審議)

案文を作成します。

報告書案の作成後、委員会または各モードの部会において審議が行われます。部会には、運輸安全委員会委員長をはじめ、各専門分野の委員が参加し、事務局長、審議官、各モードの首席調査官、担当調査官など事務局からも出席して議論が行われます。

調査報告書の作成に当たっては、事故等調査報告書を議決する前に、原因関係者へ意見を述べる機会を与えることが法律上定められており、規則に従って原因関係者の意見聴取を行います。また、必要があると認めるときは、事

故調査を終える前に、意見聴取会を開き、関係者または学識経験のある者から、当該事故等に関して意見を聴くことができません。

原因関係者からの意見聴取後(航空事故等については、調査参加国への意見照会なども行っている)、再度委員会や部会で審議を行い、報告書を議決します。

なお、船舶事故等のうち、軽微な事案については所定の簡易な方式により、報告書の案を作成し、海事専門部会で審議・議決が行われます。これは調査対象となる船舶事故等の件数が、年間数千件と非常に膨大なことから、審議の簡素化を図るための比較的軽微な事

## 6 報告書作成、公表 勧告・意見陳述

案における特別な措置です。

報告書が議決された後は、報告書をホームページに公表するための作業を行い、通常、毎月の最終金曜日に国土交通大臣へ提出するとともに公表を行っています。なお、経過報告と呼んでいます。事故等調査を終える前においても、事故等が発生した日から1年以内に事故等調査を終えることが困難であると見込まれるなどの事由により必要があると認められるときは、事故等調査の経過について、国土交通大臣に報告して、公表する場合があります。

公表時期については、早いものであれ

ば約半年、通常は1年くらい、特殊な事故、外国への意見照会を行う事故等、大事故などは審議に十分な時間が必要となり、1年以上かかる案件もあり、事故等の内容によってさまざまです。

なお、事故等調査を終えた場合において、必要があると認められた場合には、事故等の防止または被害軽減のため講ずべき施策について、国土交通大臣や原因関係者へ勧告および航空事故等については、外国当局へ国際民間航空機関(ICAO)の規定に基づく、安全勧告を行うことができます。また、国土交通大臣や関係行政機関へ意見を述べることもできます。

航空と船舶事故等については、必要